

飯塚市の公共工事の中間前金払に関する規程(平成22年飯塚市訓令第16号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第12号

飯塚市の公共工事の中間前金払に関する規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(保証証書)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>請負者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を提出したものとみなす。</u></p>	<p>(保証証書)</p> <p>第8条 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。